

訪問看護(介護予防訪問看護)

1 事業概要

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービス

2 人員、設備基準の概要

(1) 訪問看護ステーション

ア 人員基準

職 種	員 数 ・ 資 格
保健師，看護師又は 准 看 護 師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. 5人以上（常勤換算） ・ 上記のうち常勤1人以上
理学療法士，作業療法 士又は言語聴覚士	実情に応じた適当数（配置しないことも可能）
管 理 者	常勤専従1人 ※管理上支障がない場合，当該事業所の他の職務，又は同一敷地内の他の 事業所・施設の職務に従事可 【資格】 保健師又は看護師（やむを得ない場合はこの限りではない）で，医療機関 での看護や訪問看護，訪問指導に従事した経験等，必要な知識及び技能を有 する者

イ 設備基準

面 積 等
<ul style="list-style-type: none"> ① 事業の運営を行うために必要な広さの専用の事務室（同一敷地内の他の事業所，施設等と兼用 する場合は，必要な広さの専用区画） ② 利用申込の受付，相談に対応する適切なスペース ② 指定訪問看護に必要な設備・備品等（感染症予防に必要な設備等に配慮）

(2) 病院又は診療所である訪問看護事業所の場合

ア 人員基準

職 種	員 数 ・ 資 格
保健師，看護師又は准看護師	適当数

イ 設備基準

面 積 等
<ul style="list-style-type: none"> ① 事業の運営を行うために必要な広さの専用区画 ② 必要な設備・備品等（感染症予防に必要な設備等に配慮） 医療機関における診療用に備え付けられたものを使用してもよい